

## 高齢者虐待防止について（集団指導資料）

### 福島県高齢福祉課

#### 1 法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(以下、高齢者虐待防止法と表記します。)

##### 法律が施行された目的

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。(高齢者虐待防止法第1条)

##### 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 高齢者：65歳以上の者
- 「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2種類
- 「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つの類型

#### 2 県内の現状

法律や通報窓口が周知されたことなどにより、養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は、令和3年度においては法施行当時の平成18年度対比で7倍となっており、また、相談・通報件数及び虐待と判断された件数のいずれも過去最多となっております。

#### 3 早期発見、通報等

- (1) 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。(高齢者虐待防止法第5条)
- (2) 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(高齢者虐待防止法第7条)
- (3) **養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、**

これを市町村に通報しなければならない。（高齢者虐待防止法第21条）

- ※ 生命・身体への重大な危険の有無に関わらず、**通報義務が生じます（努力義務ではない）。**
- ※ 通報は守秘義務の適用外であり、また通報したことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません（虚偽・過失によるものを除く）。

#### 4 高齢者虐待防止の体制整備（義務）

令和3年度介護報酬改定・基準省令改正により、令和6年4月1日から、全ての介護サービスを対象として、以下の体制整備が義務となります（それ以前は努力義務）。

##### 【虐待防止のための体制整備】

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ① 虐待防止検討委員会         | ② 虐待防止のための指針  |
| ③ 虐待防止のための従事者に対する研修 | ④ 虐待防止の担当者の選任 |

【参考】介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業 報告書別冊『施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備—令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例—[令和4年3月版]』（冊子 PDF）  
[https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail\\_410\\_center\\_3.php](https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_410_center_3.php)

#### 5 身体拘束の禁止規定

介護保険制度施行（平成12年）当時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の行動を制限する行為（身体拘束）は、入所者の「生命または身体を保護する」ための緊急やむを得ない場合を除き原則禁止されています。

⇒ 緊急やむを得ない場合を除き、**身体拘束は原則「高齢者虐待」に該当**します。

「緊急やむを得ない場合」とは？

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① <b>切迫性</b>：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと</li><li>② <b>非代替性</b>：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</li><li>③ <b>一時性</b>：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</li></ul> |
|---|

この3要件を全て満たしている状態であることを「身体拘束廃止委員会」等の組織で検討、確認し記録しておく必要があります。

##### 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

- ・ 拘束の態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。
- ・ 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期限等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する等漫然とした身体拘束を続けないよう注意します。

### 1.1 項目だけが身体拘束？

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は具体的に1.1項目ありますが、その1.1項目（Y字型拘束帯、つなぎ服、ミトン型の手袋など）だけが身体拘束に該当するとは限りません。身体拘束に該当するか否かは、実態に即して検討する必要があります。

引用文献：身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001.3）

## 6 身体拘束に対する取組の適正化

以下のいずれかが未実施の場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

(1) 例外的に身体拘束を行う場合の 記録（2年間保存）

(2) 身体拘束の適正化をはかるための措置

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する 委員会 を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための 指針 を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための 研修 を定期的を実施すること（年2回、新規採用時必須）。

【参考】

### 身体拘束禁止の対象となる具体的行為について

「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省発行)では、次の行為を身体拘束の対象としてあげています。

1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3	自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)等で囲む。
4	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5	点滴、経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

# 令和3年度における福島県内の高齢者虐待の状況について

(対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和5年1月20日 高齢福祉課

高齢者虐待防止法第25条に基づき、高齢者虐待状況を公表します。

## ◎養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数(年度内)

	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数※1	22件	8件	22
虐待の事実が認められた事例の件数	6件	4件	8

※1 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

### 2 相談・通報者(重複あり)

	R元年度	R2年度	R3年度
本人による届出			
家族・親族	5人	1人	3人
当該施設・事業所職員	4人		9人
当該施設・事業所元職員	1人	1人	2人
施設・事業所の管理者等	2人	3人	2人
医療機関従事者(医師含む)	1人		
介護支援専門員	1人	1人	
介護相談員		1人	
地域包括支援センター職員		2人	2人
社会福祉協議会職員			
国民健康保険団体連合会			
都道府県から連絡	3人		5人
警察	1人		
その他、不明(匿名を含む)	6人	2人	2人

### 3 虐待の状況

区分	施設・事業所の種別	高齢者虐待の種別	被虐待者の状況(当時)			虐待を行った従事者等の職種	深刻度※2	虐待事例への対応状況
			性別	年齢階級	要介護度			
事案1	サービス付き高齢者向け住宅	身体的虐待	女	80～84歳	要介護2	介護職	3(重度)	施設等に対する指導
事案2	有料老人ホーム	身体的虐待	男4 女5	85～90歳 他8	要介護5 他8	不明	1(軽度)	施設等に対する指導
事案3	特別養護老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待	女4	90～94歳 他3	要介護4 他3	介護職	1(軽度)	施設等に対する指導
事案4	サービス付き高齢者向け住宅	身体的虐待 心理的虐待	男	85～89歳	要介護3	介護職	—	施設等に対する指導
事案5	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護4	介護職	2(中度)	施設等に対する指導
事案6	有料老人ホーム	身体的虐待	女4	80～84歳 他3	要介護5 他3	介護職	1(軽度)	施設等に対する指導
事案7	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	95～99歳	要介護5	介護職	3(重度)	施設等に対する指導
事案8	特別養護老人ホーム	心理的虐待	女	75～79歳	要介護2	介護職	1(軽度)	施設等に対する指導

※2 虐待による被害の程度を4区分で判断。複数名で判断した場合のみ計上している。

## ◎養護者による高齢者虐待

### 1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数※3	468件	605件	525
虐待の事実が認められた事例の件数※4	280件	321件	302

※3 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

※4 虐待内容が多岐にわたる場合及び1人の養護者が複数の高齢者を虐待している場合も1件と計上している。

### 2 相談・通報者（重複あり）

	R元年度	R2年度	R3年度
介護支援専門員	140人	201人	165人
介護保険事業所職員	27人	31人	39人
医療機関従事者	25人	33人	29人
近隣住民・知人	26人	14人	17人
民生委員	15人	14人	9人
被虐待者本人	47人	42人	32人
家族・親族	49人	49人	53人
虐待者自身	2人	11人	6人
当該市町村の行政職員	18人	44人	26人
警察	102人	180人	153人
その他、不明（匿名含む）	53人	62人	36人

### 3 相談・通報に関する事実確認の状況（年度内）

	R元年度	R2年度	R3年度
事実確認を行った事例	471件	596件	520件
立入調査以外の方法（訪問調査等）により調査を行った	468件	595件	519件
立入調査により調査を行った	3件	1件	1件
事実確認を行っていない事例		9件	5件
虐待ではなく事実確認不要と判断した		5件	3件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中		4件	2件

### 4 虐待の種別（重複あり）

	R元年度	R2年度	R3年度
身体的虐待	177件	200件	194件
介護等の放棄	59件	80件	73件
心理的虐待	118件	152件	130件
性的虐待	2件	2件	1件
経済的虐待	50件	63件	64件

### 5 被虐待高齢者の状況

#### (1) 被虐待高齢者の性別※5

	R元年度	R2年度	R3年度
男性	67人	81人	75人
女性	221人	245人	231人
計	288人	326人	306人

※5 1件の事例に対し複数の場合があるため、被虐待高齢者数は虐待と認定した件数と一致しない。

#### (2) 被虐待高齢者の年齢※5

	R元年度	R2年度	R3年度
65～69歳	30人	31人	20人
70～74歳	38人	57人	47人
75～79歳	49人	76人	61人
80～84歳	63人	55人	61人
85～89歳	67人	55人	67人
90歳以上	41人	52人	50人
不明			
計	288人	326人	306人

(3) 被虐待高齢者の要介護認定の状況※5

	R元年度	R2年度	R3年度
未申請	68人	97人	84人
申請中	11人	6人	9人
認定済み	202人	212人	204人
認定非該当(自立)	7人	11人	8人
不明			1人
計	288人	326人	306人

(3) - 1 要介護認定者の要介護状態区分

	R元年度	R2年度	R3年度
要支援1	16人	17人	10人
要支援2	12人	12人	18人
要介護1	62人	48人	44人
要介護2	29人	48人	47人
要介護3	28人	44人	37人
要介護4	31人	29人	32人
要介護5	24人	14人	15人
不明			1人
計	202人	212人	204人

(3) - 2 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	R元年度	R2年度	R3年度
自立又は認知症なし	15人	7人	13人
自立度I	50人	46人	31人
自立度II	67人	72人	70人
自立度III	54人	67人	69人
自立度IV	13人	17人	14人
自立M	3人	2人	3人
認知症はあるが自立度不明※6			4人
認知症の有無が不明		1人	
計	202人	212人	204人

※6 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度II以上」の他「自立度I」が含まれている可能性がある。

(3) - 3 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	R元年度	R2年度	R3年度
介護サービスを受けている	164人	166人	172人
過去受けていたが判断時点では受けていない	11人	11人	7人
過去も含め受けていない	26人	35人	24人
不明	1人		1人
計	202人	212人	204人

6 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

(1) 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況※5

	R元年度	R2年度	R3年度
虐待者とのみ同居	124人	160人	161人
虐待者及び他家族と同居	130人	130人	117人
虐待者と別居	29人	34人	26人
その他(不明含む)	5人	2人	2人
計	288人	326人	306人

(2) 被虐待高齢者の家族形態※5

	R元年度	R2年度	R3年度
単独世帯	17人	13人	15人
夫婦のみ世帯	52人	58人	49人
未婚の子と同居	94人	121人	96人
配偶者と離別・死別等した子と同居	48人	49人	58人
子夫婦と同居	52人	55人	46人
その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）	14人	13人	22人
非親族と同居（2人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる場合）	1人	6人	5人
その他（既婚の子も未婚の子も同居している場合、本人が入所・入院している場合、上記以外に該当しない場合等）	9人	11人	15人
不明	1人		
計	288人	326人	306人

(3) 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄※7

	R元年度	R2年度	R3年度
配偶者（夫）	63人	65人	61人
配偶者（妻）	17人	14人	16人
息子	126人	151人	129人
娘	49人	51人	63人
息子の配偶者（嫁）	21人	15人	14人
娘の配偶者（婿）	6人	6人	4人
兄弟姉妹	3人	8人	8人
孫	12人	10人	10人
その他（不明含む）	11人	22人	12人

※7 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ人数

(4) 虐待者の年齢

	R元年度	R2年度	R3年度
20歳未満	3人	1人	
20～29歳	7人	5人	11人
30～39歳	14人	15人	11人
40～49歳	56人	66人	56人
50～59歳	73人	81人	81人
60～64歳	36人	37人	43人
65～69歳	29人	40人	31人
70～74歳	28人	32人	24人
75～79歳	21人	27人	16人
80～84歳	17人	20人	28人
85～89歳	15人	6人	12人
90歳以上	1人	3人	2人
不明	8人	9人	2人

7 虐待の事実が認められた事例への対応状況

(1) - 1 虐待への対応策としての分離の有無※8

	R元年度	R2年度	R3年度
虐待者から分離を行った事例	114件	128件	88件
被虐待者と虐待者を分離していない事例	143件	138件	158件
現在対応について検討・調整中の事例	37件	36件	14件
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	30件	41件	62件
その他	7件	17件	28件

※8 対象年度以前に通報・届出があったものも含まれるため、合計件数は被虐待者数と一致しない。

(1) - 2 分離を行った事例の対応の内訳

	R元年度	R2年度	R3年度
契約による介護保険サービスの利用	29件	36件	20件
やむを得ない事由等による措置	36件	34件	20件
緊急一時保護	8件	7件	4件
医療機関への一時入院	25件	17件	20件
上記以外の住まい・施設等の利用	9件	22件	16件
虐待者を高齢者から分離(転居等)	3件	6件	4件
その他	4件	6件	4件
計	114件	128件	88件

(1) - 3 分離をしていない事例の対応の内訳(複数回答あり)

	R元年度	R2年度	R3年度	
経過観察(見守り)	28件	30件	35件	
経過観察 以外の対応	養護者に対する助言・指導	86件	68件	99件
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	2件	1件	5件
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	16件	11件	10件
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	43件	42件	53件
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	2件	2件	11件
	その他	24件	35件	36件

(2) 権利擁護に関する対応

	R元年度	R2年度	R3年度	
成年後見制度	利用開始済	14件	21件	10件
	利用手続き中	7件	4件	5件
	【内数】			
	市町村長申立あり	19件	22件	15件
市町村長申立なし	2件	3件		
日常生活自立支援事業利用開始	3件	2件	4件	

◎福島県内の高齢者虐待の状況について(平成18年度～)

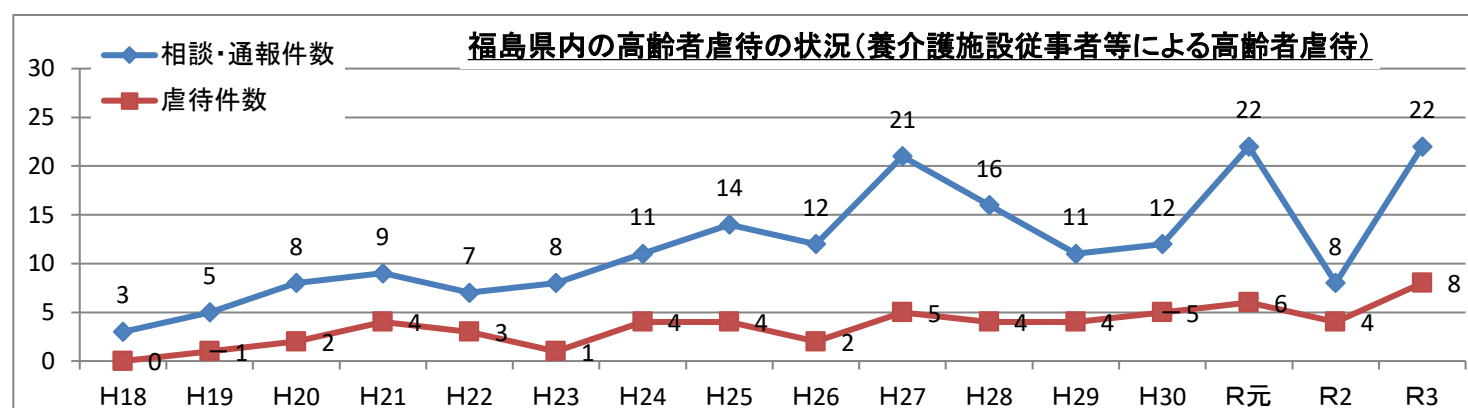
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数	3件	5件	8件	9件	7件	8件	11件	14件	12件	21件	16件	11件	12件	22件	8件	22件
虐待件数	0件	1件	2件	4件	3件	1件	4件	4件	2件	5件	4件	4件	5件	6件	4件	8件

(2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数	273件	379件	451件	408件	506件	687件	736件	962件	1,120件	1,640件	1,723件	1,898件	2,187件	2,267件	2,097件	2,390件
虐待件数	54件	62件	70件	76件	96件	151件	155件	221件	300件	408件	452件	510件	621件	644件	595件	739件





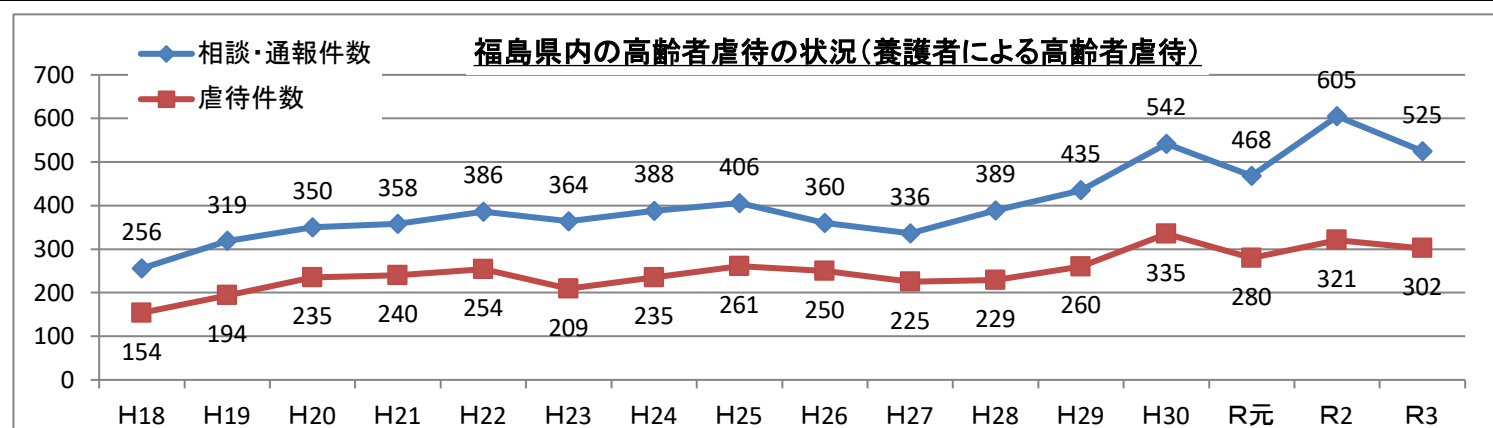
## 2 養護者による高齢者虐待

### (1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報 件数	256件	319件	350件	358件	386件	364件	388件	406件	360件	336件	389件	435件	542件	468件	605件	525件
虐待件数	154件	194件	235件	240件	254件	209件	235件	261件	250件	225件	229件	260件	335件	280件	321件	302件

### (2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報 件数	18,390件	19,971件	21,692件	23,404件	25,315件	25,636件	23,843件	25,310件	25,791件	26,688件	27,940件	30,040件	32,231件	34,057件	35,774件	36,378件
虐待件数	12,569件	13,273件	14,889件	15,615件	16,668件	16,599件	15,202件	15,731件	15,739件	15,976件	16,384件	17,078件	17,249件	16,928件	17,281件	16,426件



【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

【平成18年4月1日施行】

（第25条）

「都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」

※その他厚生労働省令で定める事項とは

- ①虐待があった養介護施設等の種別
- ②虐待を行った養介護施設従事者等の職種

○高齢者虐待とは

- ・高齢者を65歳以上とし、養護者または養介護施設従事者等による次の行為

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

○養介護施設とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターなど

○養介護事業とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、介護予防サービス事業など

○養介護施設従事者等とは

- ・養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

○市町村の役割

- ・高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について一義的に責任を持つ。

○ 県の役割

- ・市町村間の連絡調整、市町村への情報提供等を行うとともに、養介護施設従事者等の虐待について市町村からの報告を受けたときは、老人福祉法や介護保険法に基づく対応を行う。
- ・養介護施設従事者等による虐待の状況等の公表を行う。

※ 高齢者虐待防止法の一部改正（平成24年10月1日施行）

- ・65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとなった。